

国民の保護に関する基本指針及び 都道府県の国民保護計画の変更

平成28年8月24日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の変更を決定するとともに、兵庫県及び岡山県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定。

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、関係省庁の所管法令、制度の改正等を国民の保護に関する基本指針に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部改正等に伴う所要の変更を行うため、基本指針の変更の閣議決定を行った。
- ・ また、都道府県は、国民保護計画の変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。
- ・ 今般、兵庫県及び岡山県から、計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

国民の保護に関する基本指針及び 都道府県の国民保護計画の変更概要

1 基本指針の変更

- (1) 「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」の組織改編に伴う「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」への名称変更
- (2) その他の法令の改正等に伴う記述の適正化

2 都道府県国民保護計画の変更

【兵庫県】

これまでの基本指針の変更に伴う変更

- (1) 核攻撃等への対処に関する変更
- (2) 武力攻撃原子力災害への対処に関する変更

【岡山県】

県対策本部の体制強化に関する事項